

浜松市子ども読書活動推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 浜松市教育委員会は、浜松市における子ども（主に0歳からおおむね18歳まで）の読書活動が「浜松市子ども読書活動推進計画」を指針として積極的に推進されるよう浜松市子ども読書活動推進会議（以下「会議」という）を設置する。

(職務)

第2条 会議では、計画の進捗状況を管理し、必要があれば新たな施策を検討する。

(構成)

第3条 会議は、市民委員及び庁内委員で構成し、10名以内とする。

- 2 市民委員は、子どもの読書活動に関する知識・経験を有する浜松市民に、個別の意見を聴くため、教育委員会が推薦する者のうちから、浜松市教育委員会が委嘱する。
- 3 庁内委員は、子どもの読書活動の推進にかかわりの深い行政各課職員及び学校関係者のうちから、浜松市教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 会議の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議には委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は庁内委員から選出し、副委員長は市民委員から選出するものとする。
- 3 委員長は会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、中央図書館内に設置する。但し、事務局の一部業務については、浜松

市教育委員会が行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、浜松市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。